

茨城県警察訓令第16号

茨城県公安委員会に対する審査請求における審理官の指名等に関する訓令を次のように定める。

平成28年7月21日

茨城県警察本部長 鈴木 三 男

茨城県公安委員会に対する審査請求における審理官の指名等に関する訓令  
(審理官の候補者の選定)

- 第1条 審査請求に係る事件に関する事務を主管する警察本部の所属（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第1号に規定する所属をいう。）（第3項において「主管所属」という。）の長（次項及び第4項において「主管所属長」という。）は、茨城県公安委員会審査請求手続規則（平成28年茨城県公安委員会規則第6号。次条において「規則」という。）第3条第1項の規定による審理官の指名の必要があると認めるときは、当該審理官の候補者を選定し、その者の氏名、役職名、主たる業務の内容その他審理官の指名に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成して、茨城県警察本部長に提出するものとする。
- 2 主管所属長は、前項の規定により2人以上の審理官の候補者を選定する場合には、そのうち1人を、2人以上の審理官が行う事務を総括する審理官（次項及び次条において「総括審理官」という。）の候補者として選定するものとする。
- 3 審理官の候補者（前項の規定により総括審理官の候補者を選定する場合にあっては、当該総括審理官の候補者）の選定は、原則として主管所属以外の警察本部の所属（次項において「本部所属」という。）の警視の階級にある警察官若しくはこれに相当する一般職員又は警務部監察官（他の職を兼務している者を除く。次項において「監察官」という。）のうちから行わなければならない。
- 4 主管所属長は、他の本部所属の長に対し当該所属の職員が審理官の候補者となることの承諾を求め、又は監察官に対し審理官の候補者となることの承諾を求めることができる。

(決裁)

- 第2条 審査庁（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する審査庁としての茨城県公安委員会をいう。）が行う審理に関する事務については、審理官（規則第

3条第2項の規定により総括審理官が指定された場合にあつては、当該総括審理官)は、専決することができる。

附 則

この訓令は、平成28年7月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。